

20川監公第1号

平成20年1月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川隆
同	奥宮京子
同	岩崎善幸
同	宮原春夫

監査の種別 定期監査

監査の対象 総合企画局

財政局

市民局

健康福祉局（保健医療部・地域福祉部（保護指導課を除く。））

市民オンブズマン事務局

収入役室

監査の範囲 平成19年度執行の財務事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の期間 平成19年8月31日から

平成19年12月21日まで

#### 監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

#### 1 看護師等修学資金に係る事務を適正に行うべきもの

本市は、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）の充実を図ることを目的に、将来、市立病院又は市内の民間医療施設において看護師等として勤務しようとする者で、看護師養成施設に在学するものに月額32,000円、准看護師養成施設に在学するものに月額17,000円の修学資金を貸与している。

川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和49年規則第37号）第6条第1項の規定により、修学資金は、市長が特別の理由があると認めるとき以外は、四半期ごとに各期の初月に当該四半期分を交付することになっている。

しかしながら、第1四半期分及び第2四半期分の修学資金の交付については、2四半期分をまとめて8月1日になされており、四半期ごとの交付になっておらず、第2四半期分に限っても初月の交付になっていなかった。なお、前年度の第1四半期分及び第2四半期分の修学資金の交付についても、同様に2四半期分をまとめて7月31日になされていた。

修学生が修学資金の貸与を四半期の初月ごとに受ける利益を保護するため、修学資金の貸与に当たっては、同施行規則の規定により、事務を適正に行われたい。

また、川崎市看護師等修学資金貸与条例（昭和49年条例第10号）第13条第1項の規定により、被貸与者について返還事由が発生した場合は、当該事由の発生した日の属する月の翌月の末日までに修学資金の全額を返還しなければならないが、同条例の規定どおりの返還事務となっていないことから、事務を適正に行われたい。

（健康福祉局保健医療部地域医療課）

## 2 医薬品の出納手続を適正に行うべきもの

地域医療課は、各区に設置されている休日急患診療所（多摩区のみ休日夜間急患診療所）において使用する、医薬品の調達事務を行っている。川崎市物品会計規則（昭和39年規則第32号）第54条及び川崎市物品会計規則施行細則の9及び10の規定によれば、医薬品については、出納手続及び消耗品出納簿への登載を省略することはできない。

しかしながら、地域医療課の医薬品の消耗品出納簿には、前年度以降、受入及び払出がすべて出納処理されていなかった。物品の出納は、同規則に基づいて適正に行われたい。

（健康福祉局保健医療部地域医療課）